

公安委員会 決 裁 資 料	道路交通法第44条第2項第2号に基づく合意 及び告示（案）について	令和7年4月30日 交 通 規 制 課
1 概要 出水市が事業主体であるA I オンデマンド交通「チョイソコいずん」について、南国交通のバス停に駐車可能としたい旨の合意依頼がなされたもの 2 道路交通法第44条第2項第2号の趣旨 乗合自動車の停留所付近は原則駐停車禁止であるが、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、関係者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものは、駐停車禁止規制から除外されるもの 3 関係者（道路交通法施行規則第6条の3の3） (1) 地方運輸局長 (2) 公安委員会 (3) 都道府県知事又は市町村長 (4) 乗合自動車を運行する事業者（停留所を管理する事業者） (5) その他関係者として公安委員会が認める者 4 合意内容（道路交通法施行規則第6条の3の2） (1) 駐停車をする停留所の名称 (2) (1)の停留所に駐停車する一般旅客自動車運送事業用自動車の範囲 (3) (1)における(2)の駐停車が道路又は交通の状況に支障がないものにするために必要と認める事項		